

こんな場合の消費税率は？

ハンバーガーセットなど、セット商品の一部を持ち帰る場合

10%



遊園地の売店で買った食品

8%

食べ歩き  
店が管理するテابل



新聞の紙と電子版のセット販売

紙 8%

電子版 10%



# ハンバーガーだけの持ち帰り消費税率は…？

税率を8%のまま据え置く。国税庁が1日、ケースごとに適用されるかどうかまとめた「Q&A」の改訂版をホームページに掲載した。

線引きは「外食」が特に難しい。持ち帰れば軽減の対象で8%、店内で食べれば適用外で10%になるのが原則だ。

今回は、ファストフード店に多くみられるセットメニューへの判断を示した。ハンバーガーは持ち帰り、ドリソクだけ店内で飲む場合は想定。セットメニューは「一つの商品」のため、一部でも店内で飲食し

たら「外食」にあたり、10%になるとした。

遊園地内の売店で飲食料品を買うケースも加えた。売店が管理するテابلや椅子で食べた「外食」で、適用外に。一方、食べ歩きや売店が管理していないベンチで食べると8%になり、同じ遊園地内の飲食でも二つの税率が混在することになる。

電子版と紙の新聞のセット販売については、別々に計算するとの指針が示された。紙の新聞は軽減税率の適用で8%になるが、電子版は10%になるためだ。

(岡村夏樹)

## 国税庁 軽減税率Q&A

ハンバーガーセットを買って店内の一部でも食べれば、残りを持ち帰っても消費税はすべて10%——。国税庁は10月の消費増税にあわせて導入される軽減税率の「Q&A（問答集）」を改訂し、新事例を盛り込んだ。増税まで1日で2カ月。初めての制度だけに、事業者や消費者への周知は簡単ではなさそうだ。

### ▼経済面＝鈍い「駆け込み」

軽減税率は、外食、酒類を除く飲食料品と、週2回以上発行され、定期購読されている新聞に適用される。消費税率が10%に上がったも、